

発議第 4 号

三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員

提出者 松本 健 

賛同者 川 鱈 奥希子 

賛同者 森内 哲也 

三宅町議会会議規則の一部を改正する規則

三宅町議会会議規則（平成元年１２月三宅町規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。同条第２項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に改め、「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊婦の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第５２条中「なるべく交互に指名して発言させなければならない。」の次に「ただし、討論の自由を妨げない。」を加える。

第８９条第１項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に改め、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第１０７条中「のほか」を「を除き」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三宅町議会会議規則（平成元年 12 月三宅町規則第 8 号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
(欠席の届出) 第 2 条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間（多胎妊婦の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内</u>において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (討論の方法) 第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。<u>ただし、討論の自由を妨げない。</u>	(欠席の届出) 第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> (討論の方法) 第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。_____

(請願書の記載事項等) 第 89 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならぬ。 2 及び 3 略 (新聞等の閲読禁止) 第 107 条 何人も、会議中は、参考のためにするものを除き、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。	(請願書の記載事項等) 第 89 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならぬ。 2 及び 3 略 (新聞等の閲読禁止) 第 107 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。
--	---